

平成31年度事業計画書

社会福祉法人 式見保育園

その1 保育所の経営

1. 保育所の運営

(ア) 昨年度の社会福祉法人改革の発足に引き続き、本年度も次のように運営する。

(イ)

(1) 評議員会の開催は、原則として年に1度とする。

(2) 評議員会では、決算の承認などを行う。

(イ) 園の概要

(1) 式見保育園は、平成31年度も「保育所」として運営する。

(2) 平成27年度に定めた「式見保育園運営規程」に則って運営する。

(3) 平成27年度に定めた「重要事項説明書」は入所時に保護者に2部配布し、1部は署名捺印をして出してもらう。

(ウ) 平成27年度に発足した「子ども子育て支援新制度」に従って、次の事項を定める。

(1) 保護者の勤務時間に応じて、保育標準時間帯と保育短時間帯のどちらかが決まる。それに
応じてそれぞれ延長料が発生する時間帯が異なる。(重要事項説明書に記載)

(2) 「運営費」は「公定価格」に基づく。

(エ) その他の運営に関する事項

(1) 入所定員 80名

(2) 職員数 20名

(3) 園バスの運行

平成31年度は、相川地区へも運行することとした。今のところ朝夕それぞれ1便運行する予定。必要があれば2便になる可能性もある。

(4) 職員採用について
特になし

(5) 職員の退職予定
とくになし

(6) 職員会議

毎月(夜)1回 19:00~21:00

2. 保育計画

「保育所保育指針」に基づいて保育する。保育理念、保育目標、保育方針は、従来通りで次の

とおりである。

(1) 《保育理念》

児童福祉法に基づき、保育に欠ける乳幼児の保育を行い、健全な心身の発達を促すと共に、子供の最善の利益を考慮し、家庭や地域との連携を図りながら積極的に保育・福祉の増進に努める。

(2) 《保育目標》

—めざす子ども像—

いきいきと心ゆたかに自立する子ども

- ・自分の頭で考え、自分の手足を使って物事をやり通す、頭も心も使える子
- ・自分の考えをしっかりと持ち、自分のことばで他人にきちんと伝えられる子
- ・日常の活動や仲間とのかかわりの中で、自分も他人も大切にし、皆のことを考えられる子
- ・自然に親しみ、自然を愛する子

(3) 《保育方針》

- ・一人ひとりの子どもの気持ちを大切にし、受け止める。
- ・子どもの発達について理解し、一人ひとりの発達過程に応じて保育する。
- ・子ども同士の関係づくりや互いに尊敬する心を大切にする。
- ・子どもが自発的、意欲的に係わるような環境作りに努める。
- ・一人ひとりの保護者の状況やその意向を理解・受容し、様々な機会をとらえ、適切に援助する

(4) 「保育所保育指針」の中で、特に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」に重点を置く。

ア) 健康な心と体 イ) 自立心 ウ) 協同性 エ) 道徳性・規範意識の芽生え オ) 社会生活との関わり

カ) 思考力の芽生え キ) 自然との関わり・生命尊重 ク) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

ケ) 言葉による伝え合い コ) 豊かな感性と表現

(5) 保育計画

年齢別に、年間、月間、週間の保育計画を作成する。この中には自己評価の記入欄があり、これを基にして次の保育に役立てるようにする。

また、この保育士自身の評価を含めて、園長は保育所自身の評価を行う。

(6) 保育内容

式見保育園は、特に次のことに力を入れる。

(ア) 「見守る保育」の推進

「見守る保育」の基本理念とその方法

- 自分で考え、自主的に行動できるようにするために、できるだけ指示・命令を少なくし、一人ひとりの子どもを見守り、必要なときのみ働きかけ、援助の手を差し伸べる。
- 遊・食・寝の3つのスペースを独立させ、安心して生活できるようにする。
- 子供達を多面的に理解し支えていくために複数担任制を採用する。
- 一人一人の子どもを発達段階に応じて保育し、いろいろな人間関係のあり方を学ばせる異年齢保育を取り入れる。
- 子どもに活動を選択させることによって自主性を養い、個性を伸ばすための、選択性の保育を採

用する。

○子どもが自発的に遊ぶことのできる環境の一つとして、ゾーンを用意する。同時に子どもたちがお互いに関わりながら遊べるように配慮する。

- ・絵本 ・製作 ・ロールプレイング（ままごと、おにごっこ、お店屋さんごっこ、美容室ごっこ）
- ・ゲームゾーン（パズル、あやとり、トランプ、カルタ、すごろく） ・積木、ミニブロック、ジグソーパズル、ひも通し、ビーズ 他

(イ) 式見保育園が上記以外に、特に力を入れたい保育内容

○川遊び、散歩、戸外運動、リズム運動等を通じて体を鍛えることにより脳の全面発達を促す。

○日常の活動や行事活動での成功体験によって自信と意欲を持てるようにする。

○恵まれた自然環境を生かして、子どもの自然への関心を高める。

○豊かな感性を育むために次のようなことに取り組む。

- ・散歩を通し自然に触れる。（光、空気、空、雲、風、草、木、花、鳥、虫、土、川、様々な人々、音、色、匂い、皮膚ざわり等々）
- ・年齢に合った絵本の読み聞かせをする
- ・野菜や花の世話 ・わらべうた ・美しい音楽や絵、お話などに触れる。

※平成31年度も「見守る保育」を実践するための課題を決めて、研究を続ける。

(8) 開所時間 午前7時～午後7時

(ア) 保育標準時間帯 7時 ～18時

(イ) 保育短時間帯 8時半～16時半

(9) 特別保育事業名（実施予定）

○延長保育

○乳児保育

○障害児保育（平成31年度は今のところ該当者なし）

○異年齢児交流事業

式見小学校と中学校との交流（小学校とは相互訪問）

○世代間交流事業

- ・お楽しみ会（園児の祖父母との交流）
- ・地域のお年寄りとの交流
- ・いこいの園訪問

○毎週土曜日園庭開放

○年度末に、「保育カルテ」（園児が出来るようになった事柄と今後の課題を書いたもの）を発行し、それを見ながら担任が保護者面談を行う。

(10) 行事予定 別紙

昨年度に引き続き、留意する事柄

(ア) 行事を日常の保育の延長及び、日常の保育の補充と位置づける。従って、できるだけ日常の保育で行なっていることを行事の中に取り入れる。そして、行事では、日常の保育では養うことのできないある特定の側面に集中することにより、一人一人の発達を促し、次のステップへの意欲につなげる。

(イ) 行事活動を通じて、年長児は、達成感を味わい、したがって自分に自信を持てるようになり、その後の生活に意欲的に取り組むきっかけになるようにしたい。年少児は、年長児の演技を見ることによって、年長児への憧れを抱き、自分も将来は、年長児のようにできるようにしたいという願望と意欲を持って、その後の生活を送れるようにしたい。

3. 職務分担表 別紙

4. 給食の実施計画

(1) 給食の実施

(ア) 乳児 個々の生活リズムや体調・要求に応じ細やかに対応する。原則として、
10:00、 11:30、 15:30
月齢に応じた離乳食。

(イ) 1～2歳児 10:00、 11:30、 15:30
年齢に応じて食べやすいように配慮

(ウ) 3歳以上児 ・旬の物を多く取り込み、新メニューを取り入れ、子どものニーズに合った形態で与える。
・園の菜園で、自分たちで作った野菜で給食を作り、みんなで食べる。

※誕生会などの行事のときには、園児のリクエストに応えたり、いつもより豪華な特別のメニューにして、食事に変化をもたせる。

(2) 食育の実施

食育の年間計画を作成し、実施する (昨年度と同じ)

(3) 保護者への献立表の配布

(4) 給食の現物掲示

(5) 各月「旬の食べ物一覧」ホールの壁に掲示

(6) 保護者に、適宜、給食の試食会を実施する (例えば「成長展」(保育参観)の時期など)

5. 健康管理計画

(1) 児童

①小児科検診 第1回健診 6月19日(水) 14時～

第2回健診 11月13日(水) 14時～

②歯科検診 6月 4日(金) 9時～

③年間保健計画を作成して実施する。 保健年間計画表 (昨年度と同じ)

(2) 職員

①定期健康診断 2月(または3月)に、全職員が検診を受ける。

②検便 調理担当職員・調乳を行う保育士は毎月行う。

6. 非常災害危険防止計画

(1) 避難・消火訓練 毎月月末に行う。

(2) 不審者侵入に備える訓練、地震及び水害の訓練を毎年1回行う。

- (2) 毎月遊具等の安全点検を行なう。
- (3) 園舎内での安全指導を行なう。
- (4) 交通安全教室 5月17日、11月11日の年2回の予定

7. 地域団体・施設、住民との交流事業の実施予定（期日は未定）

保育指針では、保育園が地域の子育てセンターとしての役割を果たすことを求められている。

- (1) 「こどもを守るネットワーク」の会
- (2) 園庭開放は毎週土曜日
- (2) 地域子育て支援
- (3) 式見地区運動会参加
- (4) 式見地区ふるさと祭りに出演
- (5) 式見地区公民館運営委員
- (6) 式見小学校・保育園交流学习
- (7) 式見中学校 職場体験、家庭科学習の受け入れ

8. 研修計画

(1) 外部研修

外部研修は、日常の保育を見直し、新たな視点から物を考える機会を提供してくれる。そしてそれは必ず、保育士の保育に反映される。平成31年度もできる範囲で、研修に参加してもらいたいと思っている。

(2) 園内研修

平成30年度に引き続き、平成31年度も、テーマを決めて園内研修を行う。

(3) 保育士の自己評価と保育所の自己評価

保育士の日常の保育に対する評価は、週間保育計画、月間保育計画に記入するようになっている。保育所の自己評価については、評価項目を定めて、園長が毎月「保育所評価」を行う。

9. 施設などの整備計画

(1) 施設の改築・修繕計画

特になし

(2) 固定資産物品の購入計画

特になし

10 保護者会の予定

指針で述べてあるように、保育園は、親の子育ての支援をすることが期待されているので、保護者会はこの目的を実現するための一つの重要な機会である。子育てに関する情報をいろいろと提供することを心掛けたい。

- 4月 保育方針、年間行事予定の説明、役員改選、クラス懇談会他
- 7月 夏祭りについて クラス懇談会
- 9月 運動会について
- 3月 一年間の反省 保護者面談

1 1 新会計基準

・法人本部拠点区分、式見保育園拠点区分、すまいる・きつず拠点区分とし、計算書類等は、保育所と学童とを別に作成する。

その2 放課後児童健全育成事業の経営

1. 子ども・子育て支援新制度の発足に伴い、「学童保育すまいる・きつず運営規程」に則って運営する。(別紙)

2. 事業の目的 小学校の児童に対し、放課後、園で保育士の援助の下で、適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全な育成を図りながら、保護者の就労支援を行うことを目的とする。

3. (ア) 事業の実施主体 社会福祉法人式見保育園

(イ) 放課後児童クラブの名称 学童保育すまいる・きつず

4. 開所場所 長崎市式見町621 式見保育園学童室とステージ横(階段の踊り場横)の部屋
(保育園の活動と競合しない場合は、遊戯室及び園庭も使用する)

5. 理事会の理事、監事は、式見保育園の理事・監事が担当する。

6. 補助対象の児童数 6月からの途中入所者を含め 15名(夏休みだけの入所者は別)

7. 保育料 月額 7,000円

春休み加算 2,000円

夏休み加算 6,000円

冬休み加算 2,000円

8. おやつ代 月額 1,000円

9. 放課後児童支援員

山下歩 式見保育園の保育士であるが、学童がいるときは、原則として児童の支援に当たる。

今村 江里加 同上

9. 支援員が提供する支援

ア 安全指導

イ 健康管理・衛生管理

ウ 遊びの指導

エ 生活指導(基本的な生活習慣の習得の指導等)

オ 保護者支援

10. 年間の開設予定 原則として、日曜日、祝日以外の日に開所。ただし、12月29日～1月3日は開所しない。土曜日や、春、夏、冬休みも受け入れる

11. 行事予定

4月 入会式 歓迎遠足

7月 夏祭り プール

8月 映画鑑賞 市民プール 科学館 交通公園 図書館

11月 遠足

1 2月 映画鑑賞

1月 初詣

2月 豆まき

3月 おひなさま会 映画鑑賞 ボーリング お別れ会 遠足

1 2 開設時間 学校の放課後から、午後5時までの時間。土曜日は午前から開設